

## “Faculty Development”と体育

—大学体育を巡る諸問題—

藤 原 章 司  
 豊 田 治 視\*  
 梅 垣 明 美\*\*

一般教育学会FD (Faculty Developmentの略) アンケート調査実施委員会は、今年1月“FDに関するアンケート調査”を実施したが、それによれば、「Faculty Development」とは『Faculty 及びFaculty メンバーのバイタリティを再生・維持するための、関係各機関による真剣な努力と解され』る、『大学改革運動の運動形態の一つ』であり、『英・米をはじめ世界各国において、teaching能力の向上のための教員研修を中心課題として実施』されている。

しかし、『我が国における大学改革については、Faculty Developmentに相当する発想がほとんど見当たらないのが実情』であるが、こうしたなかで、『Faculty Development発想を積極的に用いるとすれば、大学改革に寄与するところは小さくないのではないか』、とも考えられており、『英・米等とは重点を異にする日本式Faculty Developmentになったり、大学改革運動の中に融け込んでしまったりすることがあってもよい』とされている。

(以上、『 』内は一般教育学会FDアンケート調査実施委員会の説明による)

このように、FDの定義には確固たるものがあるわけではないといえるが、臨時教育審議会の第二次答申<sup>1)</sup>に見られるように、『我が国の一般教育は、理念においても、内容においても十分であるとはいえず、しばしば一般教育無用論すら聞かれ・・・一般教育の在り方についてより踏み込んだ研究が必要である』と考えられている現状において、さらに、FDに対して『一般教育、ひい

\*：高松工業高等専門学校，\*\*：本学非常勤講師

ては大学教育の研究に新しい観点が導入されること』も期待されている<sup>3)</sup>点も併せ考えると、一般教育そのものについて研究することは、それこそ日本式FDの一つであると考えられる。そこで本論では、一般教育保健体育科目のうち、体育実技について考えてみたい。

昭和23年3月25日、文部省は神戸商科大学（公立）、日本女子大学、東京女子大学、津田塾大学、国学院大学、上智大学、聖心女子大学、同志社大学、立命館大学、関西大学、関西学院大学、神戸女学院大学（以上私立）の計12大学の設立を認可し<sup>34)</sup>、これら大学が他の大学にさきがけて新制大学として発足した。翌昭和24年2月10日には大学設置委員会によって新制公私立大学79校の決定が答申され、3月18日の追加と併せ我が国の新制大学がスタートしたのである<sup>4)</sup>。この新制大学の特徴としては一般教育の導入があげられるが、そのなかでも大学の必修として体育が加えられたことは、注目すべき点である。体育が大学に必修として入ったいきさつについてここで詳しく述べることはしないが、アメリカ教育使節団、あるいは民間教育情報局（CIE）の働きかけ、さらには日本側として大学基準協会及び協会内に設置された体育保健研究委員会等の尽力の賜物である。

しかしながら大学体育の迎ってきた道は必ずしも平坦ではなく、以来約40年の間に数度、その存続の危機が訪れている。また、最近の臨時教育審議会の答申をみても、高等教育における保健体育科目のあり方についても論及している。こうした現状を踏まえ、今一度、大学体育のあり方について考えることは、我々大学体育関係者にとって課せられた問題といえることができるであろう。

#### [大学体育を巡る諸問題]

上述のように、大学体育はその存続の危機に何度か見舞われているが、その経緯から見ることにする。

まず、日本学術会議会長の勧告<sup>5)</sup>である。

#### I. 日本学術会議会長の大学制度の改善についての内閣総理大臣に対する勧告

日本学術会議会長は、昭和36年6月12日「大学制度の改善について」内閣総理大臣に勧告し、その中の単位制度についての勧告の第3項目で以下のような見解を示している。

『D 単位制度 (3) 体育保健は単位制度からはずし、学生の保健指導、健康管理の面から別途そのあり方を検討し、殊にそのための人的、物的条件を充実させること』

というものである。

次に、中央教育審議会の答申<sup>9)</sup>を見る。

## II. 中央教育審議会の答申

中央教育審議会は、昭和46年6月11日「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」を答申したが、その中で、第3章「高等教育の改革に関する基本構想」の第2「高等教育改革の基本構想」における「2 教育課程の改善の方向」及び「3 教育方法の改善の方向」の項に大学保健体育に関する部分が見られる。以下に列記する。

### 『2 教育課程の改善の方向

・・・これまでの大学の一般教育のねらいとしたものは、次のような改善によって、その効果的な目的達成をはかることが望ましい

(4) 保健体育については、課外の体育活動に対する指導と全学生に対する保健管理の徹底によってその充実をはかる』

とした上で、[説明]で以下のように述べている。

『保健体育については、高等教育の段階でこれから力を入れる必要があるのは、課外の体育活動に対する指導の充実など、学園生活全体を通じて体育を重視するとともに、全学生を対象とする保健管理を徹底することである。この場合、保健体育の単位を卒業の要件として画一的かつ形式的に課するだけでは、その本来の目的は達成できない。今後は、各高等教育機関が、その教育方針に応じてその単位を弾力的に取り扱えるように改めるとともに、指導体制の充実と施設の整備をはかるべきである。』

また、

## 『3 教育方法の改善の方向』

(3) 学園における体育的、文化的な活動については、そのための指導センターに専門家を置いて充実した学生生活を享受できるよう指導と援助を与える〔説明〕学園内の体育的、文化的な活動の場面は、これまでは教員の自発的な指導にゆだねられてきたが、今後は、学生たちの自発的な活動と緊密な接触を保ちながら、理論的、実際の指導力を発揮できる有能な専門家を育成し、確保する必要がある』

という方向を示している。

Ⅲ. 日本私立大学連盟の報告<sup>7)</sup> (昭和56年3月31日)

さらに、日本私立大学連盟は「大学設置基準に関する検討結果について(報告)」で大学設置基準の「第22条 大学は保健体育科目に関する授業科目を開設するものとする」とあるのを検討を要すると指摘し、以下のように説明している。

『(説明) 大学教育における保健体育科目の位置づけ、意義、目的を明確にするとともに、クラブ活動、夜間学部、学生の多様化と体力差、体育施設などの現状を十分勘案しつつ、選択科目とすることなどの可能性を含めて現行規定の再検討が必要ではないか』

とし、

『(結論) としては当面現行通り』とするが、『なお卒業の要件との関連で、体育実技については各大学の自主的判断に委ねることが望ましい』との考えを報告している。

Ⅳ. 大学基準協会の報告<sup>7)</sup> (昭和58年7月14日)

上述のように、日本私立大学連盟によって大学設置基準全体にわたって問題提起がなされたが、これを受けて大学基準協会でも大学設置基準の検討を開始し、「大学設置基準に関する問題点(第1次中間報告)」を発表したが、この中で大学体育に関する部分を見ると、大学設置基準第32条の卒業の要件について以下のように述べている。

『……保健体育科目の履修を卒業の要件に含めるべきであるか否かについては、それが大学教育本来のあり方との関連で検討すべきであるばかりでなく、保健体育科目の具体的な履修の方法等についても問題がないわけではないので、大学において保健体育科目を設置している趣旨、目的等を根本的に検討する必要がある』

#### V. 臨時教育審議会答申

現在、教育関係者にとって最も関心のあるものとして臨時教育審議会の動向があるが、その答申のなかにも保健体育に関するものが見られる。まず「教育改革に関する第一次答申<sup>9)</sup>(昭和60年6月26日)」から見ると、「第一部 教育改革の基本方向、第四節 改革の基本的な考え方、(2) 基礎・基本の重視」において、

『……強調されなければならないのは、徳・知・体の調ある発育であり……学校においては、徳育・知育・体育についてさらに基礎・基本の徹底が図られなければならない……さらに、身体は健康は人間生活の基礎であり、これを重視するとともに、……』

という記述が見られ、また、直接体育と関連するものではないが、「第二部 本審議会の主要課題、三 高等教育の高度化・個性化、(1) 高等教育機関の多様化・個性化」の中で、

『……また、開かれた高等教育機関の多様化・個性化を推進するに当たって、大学入学者選抜制度の改革とともに、高等教育の水準を高め、「一般教育」および「専門教育」の在り方を見直すことが重要である……』

と述べている。

次に、「教育改革に関する第二次答申<sup>10)</sup>(昭和61年4月23日)」では、「第二部 教育の活性化とその信頼を高めるための改革、第四章 高等教育の改革と学術研究の振興、第1節 高等教育の個性化・高度化、(1) 大学教育の充実と個性化」の①の一般教育に関する項で、

『一般教育は、……大学教育において重要な要素である』が『しかしこれまでの我が国の大学の一般教育は、理念においても、内容においても十

分であるとはいえ、しばしば一般教育無用論すら聞かれる』ため『一般教育の在り方についてより踏み込んだ研究が必要である』

としたうえで、

『……現代の青年の基礎体力の充実や心身の積極的な鍛錬の重要性は今日ますます高まっており、大学における体育については、視野を授業としての体育のみに限定せず、課外のスポーツ活動、さらには社会体育との緊密な連携のもとに設計すべき』であり『保健の教育内容も単に健康の維持増進にとどまらず、技術的文明社会のなかでの人間の心身の在り方について認識を深め、人間性を豊かに発展させるための基礎を与えることを目指さなければならぬ……』

と提言している。

つづいて、「教育改革に関する第三次答申<sup>9)</sup>（昭和62年4月1日）の「第四章 スポーツと教育」を見ると、

『……後期中等教育および高等教育においては生涯スポーツの重要性を理解し、その実践方法を身に付け、生涯スポーツの中でひとりひとりが健康で明るく一生を生き抜く力を身に付ける必要がある……』

さらに、「(1) 生涯スポーツの推進」の項で、

『……生涯スポーツ、スポーツの生活化の観点から、学校体育の内容を見直す……』

あるいは、

『……生涯にわたり健康で豊かな生活を送るためには適切なスポーツ活動が不可欠であり、『今後は、個々人の生活環境に即してその健康と体力・好み等に応じたスポーツ活動が容易に行なえるようにするため、地域、職域などにおいて日常的、継続的にスポーツ活動が行なわれるための施策を講ずることが重要』であり、『また、学校体育と社会体育の連携を図る必要がある……』

と答申されている。

[これらの問題の出てきた背景について]

以上、大学体育に関して出された提言を見てきたが、大学体育の存在をも揺るがしかねないこれらの問題が、どのような背景のもとに出されたのかについて検討を加えたい。

### 1. 日本学術会議会長の勧告について

日本学術会議会長より提出された勧告についての解説は加藤の小論<sup>1011)</sup>が詳しいが、そこから大学の一般教育としての保健体育を必修からはずすという考えの背景にあると思われる点を列挙してみる。

(1) 我が国の旧制大学においては、保健あるいは体育といった科目は存在していなかったが、これは大学とは知識・学術を研究・教授するところであるというヨーロッパ流の考え方によるものであり、その大学で直接関連のない科目を教育するのはおかしいという主張である。

(2) 新制大学は、一般教育と専門教育の二本の柱からなっているが、このため旧制大学と比べ専門教育が十分にできないという事実があり、専門教育を充実させようという声は専門教育担当教官のみならず、産業界からもあがっていたが、そのためには当然一般教育を削る必要があり、標的として保健体育科目が対象に上がってきたのである。

(3) 大学の時間割を決める際に体育実技が比較的良い位置を占めており、そのことが他教科の教官の不平の一因となっており、一見些細な問題ではあるがこれが他の理由をつけてでも体育を排除しようという動きの引き金となる可能性があると考えられること。

(4) 体育施設の不十分な大学では、それを整備・拡充することの困難なことを理由に体育実技無用論を述べている。

(5) 夜間大学、あるいは通信制大学等においては、講義はともかく実技の実施が極めて困難であること。

(6) 保健体育科目の現状を見た際に、今のようなやり方で果たして必修とするだけの価値があるのか、という痛烈な批判も存在し、とても効果が期待できないから必修からはずそうという意見が出ていること。

以上が学術会議会長から出された勧告の背景として考えられるが、(1)、(2)については保健体育科目のみならず、一般教育全体にかかわる問題でもあり、ひいては新制大学の制度・理念そのものを否定することにもなりかねない考え方といえ、これらの理由によって勧告のように体育保健を単位制度からはずしてしまえば、さらに専門教育を充実させる、という大義名分のもとに、一般教育が縮小される危険性すらあるのではなかろうか。この理由により、とても承服することは出来ないであろう。

(3)については、このような動きが当時実際にあったのであろうが、現在では体育実技の時間割上の配置については各大学でかなり異なっており、共通の問題点ではないとともに、単に時間割上の問題だけであれば解決は不可能ではなく、体育を必修からはずす理由とはなり得ないといえよう。

(4)この点はその後の大学体育を巡っての議論のなかにもでてくる考え方であり、特に私立大学においては体育施設の整備・拡充、さらに維持にかかる経費は大きな問題であることはわかるが、例え保健体育科目が必修からはずされて選択科目になったとしても施設の必要性が無くなるわけではなく、また、保健体育科目が完全に消え、課外活動等によってその使命を果たすことになったとしても、学生の自主的・主体的な体育活動のために、さらに教職員の福利厚生のためにも体育施設は必要であり、経営上の問題から体育の必修について論ずることに建設的な意味があるとは考えられない。

(5)であるが、まず夜間大学について考えてみると、本学の夜間部である商業短期大学部においても体育実技は1単位が必修として課せられており、昼間部の学生の課外活動との体育施設の利用についての調整も円滑に行なわれ、問題は全く存在しないといえよう。他の大学においても、現在のようにほとんどの大学に体育館が設置されている状況では夜間の体育実技の実施が極めて困難であるとは考えられない。

次に通信制大学における体育実技であるが、この問題は今後の大学体育を考えていくうえで重要な点を含んでいよう。即ち、大学通信教育設置基準（昭和56年10月29日、文部省令第33号）<sup>12)</sup>の第7条（体育実技の履修方法等）に見られるように、「他の大学等が行なう公開講座等において学修すること」によって



体育実技の単位が認定されることになっており、後述の臨時教育審議会の答申に見られる「社会体育との連携」がある形をもってすでに実現されているわけであり、このような形態によって体育実技の単位が認定されることが一般化すれば、大学における体育実技の存在は形式的な単位としての存在だけであり、授業としては姿を消すことにもなりかねない。我々はこのことを全面的に否定するわけではなく、ある意味ではこのような体育実技も将来の姿の一つの例として考えられないものではないと思われるが、こういった形態での実技の目的は健康の保持増進のために身体を動かすことのみであり、教科としての体育の目標といったものが全く考慮されていないといった問題点を抱えていることも事実である。さらに検討を進めていくことが必要であろう。

(6)が最も重大な問題であるが、学術会議会長の勸告が出された当時の大学体育の状況を振り返ってみると、体育担当教官は質量ともに不足し、私立大学においては大学の出身者で在学中に運動部に所属していたスポーツ経験者を体育担当教官に採用した例も見られ、施設用具はほとんど整備されておらず、予算も極端に少なく、また大学体育の理念・カリキュラムも確立されていないといった四面楚歌の状況であり、こうしたなかで行なわれていた体育（あまりにも多人数のためほとんど指導ができない、指導力そのものに問題があるため学生をただ単に遊ばせているにすぎない、運動部での活動あるいは課外活動の応援によって単位あるいは出席点が与えられる、講義については学生の間からつまらないという声が上がっている等）<sup>13) - 16)</sup>に対して批判が起きるのはある意味では当然のことであったかも知れない。しかしこれらの点を改善するには長い時間が必要であり、この時点で旧制大学時代から行なわれていた他の教科と同等に教育効果を評価することには無理があると考えられるが、大いに反省すべき点であることは認めざるをえないであろう。また、これらの点については今もって完全に解決しているとは考えられず、体育関係者は真剣に検討することを迫られているといえよう。

## II. 中央教育審議会の答申について

中央教育審議会の答申に対する評価はまちまちであり、『課外の体育活動』

などにより『体育を重視』する方向が打ち出されているとする楽観的な考えがある一方、高等教育においてはその単位を『弾力的に取り扱えるよう』に改めることが提言されており、必修から外される恐れのあることも指摘できる。また、『体育的活動』については『指導センター』を設置することが答申に盛り込まれていることも、授業としての体育の存在を危うくしていると考えられよう。このように、課外活動の充実、単位の弾力化、体育センターの設置等の案が提出された背景としては、『画一的かつ形式的』な体育への批判があったことが考えられるが、さらに大きな問題として次の点も見落とすことができないであろう。

この中央教育審議会は、「第3の教育改革」を目指したものであるが、第3章の高等教育の改革に関する基本構想を詳細に検討してみると、そのなかで今後の大学（新しい大学であり、答申では『仮称「大学」』としている）についてはその標準履修年数を『教育課程の合理化によりできるだけ3年にすることが望ましい』としているのである。

また、大学を3つの類型に種別しているが、そのすべてが形こそ違え、専門性を高めることを目標にしていることは明らかであり、専門教育の充実と修業年数の短縮の両方を同時に実現するための最もてっとり早い方策は当然一般教育の縮小である。

こうした一般教育の縮小は保健体育科目のみに向けられているものではなく、例えば外国語科目についてみると、外国語教育は『必要に応じて学内に設けられた語学研修施設によって実施』するとされており、解釈によっては保健体育と同様に教育課程から外し別途行なうとも読み取れよう。一般教育科目についても同様に、『人文・社会・自然の諸領域の科目の中から主専攻分野と関連分野に含まれるものを総合して、専門的な教育課程を工夫』する、あるいは『専門のための基礎教育として必要なものは、それぞれの専門教育の中に統合』するといった考えが提示されており、専門のための一般教育という考えがはっきりと出されている。

このように、専門教育の充実のために一般教育を削る必要があり、その方策の一つとして保健体育科目にも白羽の矢が立ったといえるであろう。

しかしながら、「体育」が、学生の自主的な活動である「課外体育」のみによって充実できるか否かについては大いに疑問のあるところである。即ち、課外体育は現実的にはごく一部の学生が実施しているに過ぎないこと、その活動自体、主な目標は試合に勝つことであり、体育の本来の目標とは相容れないこと、本当に身体活動を必要としている学生の活動の場を確保するためには現在の施設・設備ではとても間に合わず、さらに莫大な費用を投入しなければならないがそれは実現不可能であること、授業としての体育が廃止された場合には計画的、かつ効果的な活動とはなり得ないこと、等の理由によるものである。

この中央教育審議会の答申が実施された場合には、以上の理由から『保健体育の充実』など期待できず、さらに外国語科目、保健体育科目を含めた一般教育そのものが軽視、縮小されることにつながるものであり、とても承服出来るものではないといえる。

### Ⅲ. 私立大学連盟の報告について

日本私立大学連盟内の大学設置基準検討委員会は「大学設置基準に関する検討結果」の報告の中で、『保健体育科目の選択化』あるいは『体育実技を卒業の要件とするか否かについては各大学の自主的判断に委ねる』という考えを提示しており、報告書に見られるように、経済的問題、教員の不足、立地条件等の理由により『最低基準すら充足し得ない大学が存在している』ことをこの根拠のひとつにしているが、このような大学の経営が教育内容に優先するがごとき考えはとても受け入れられるものではない。

### Ⅳ. 大学基準協会の報告について

大学基準協会は、上述の私立大学連盟の報告を受けて大学設置基準の検討を始めたが、その報告のなかで『保健体育科目を卒業の要件に含めるべきであるか否かについては、・・・検討すべきである・・・』、『具体的な履修方法についても問題がないわけではない』、『大学において保健体育科目を設置している趣旨、目的等を根本的に検討する必要がある』と述べており、大学体育の理念構築の重要性に言及するとともに、私立大学連盟の報告と同じく、単位の

弾力化をも主張している。

この単位の弾力化については、ここまで述べてきた4つの提言、即ち学術会議会長の勧告、中央教育審議会の答申、私立大学連盟の報告、大学基準協会の報告のすべてに共通しているが、前二者の場合にはそれが充実につながるか否かは別にして必修としての保健体育科目に変わるものが提示されているにもかかわらず、あとの二つの報告ではそれがなく、ただ単に必修から外すことのみを主張しているという違いがある。

この裏には、例え必修から外しても課外体育の充実等が義務付けられるならば施設・設備の必要性は逆に高まり、大学の経営を圧迫することに何等変わりはないという考えのあることも推察され、このような大学の経営上の理由をもって保健体育科目の単位の弾力化を図るという主張を認めるわけにはいかないであろう。

#### V. 臨時教育審議会の答申について

現在までに提出された3つの答申を見ると、高等教育における『一般教育と専門教育の在り方を見直す』、『……一般教育無用論……一般教育の在り方についてより踏み込んだ研究が必要……』、『大学における体育については、視野を授業としての体育に限定せず、課外のスポーツ活動、さらには社会体育との緊密な連携のもとに設計』、『生涯スポーツ、スポーツの生活化の観点から学校体育の内容を見直す』、『学校体育と社会体育の連携を図る』等の内容が答申されている。

このなかで一般教育に関するものを見ると、第二次答申において『一般教育は、基本的に、各大学のそれぞれの教育理念に基づき、自由かつ柔軟に進められるべきである』とし、具体的には『一般教育と専門教育を相対立するものとしてとらえる通念を打破し、両者を密接に結び付け』、『人文・社会・自然の三分野の均等な履修に機械的に固執することなく』カリキュラムを構成することが重要であると考えている。こうした考えによって『一般教育無用論』に対応できる新たな『一般教育の在り方』を研究しようとしているが、このような考えによって生み出される一般教育とは一体どのようなものであろうか。柔軟

で、専門教育と密接に結び付いた、人文・社会・自然の分野を越えた一般教育という考えから想像されるものは、中央教育審議会の答申に見られたのと同様の、専門教育重視の大学、専門教育に取り込まれた一般教育であるとするのは考え過ぎであろうか。

体育については、『視野を授業に限定しない』体育、『課外活動、社会体育との連携のもとに設計される』体育という考えが提示されているが、これは既に見てきた中央教育審議会の答申と比較し、『単位の弾力化』と『課外体育の重視』の二点で共通しており、一般教育の改革、即ち卒業に必要な一般教育の単位数を削って専門教育の充実に充てるといった考えが基本にあるものと考えられる。さらに言うならば、臨時教育審議会答申では中央教育審議会のものと比べ、『社会体育との連携』が新たに加わっており、体育を必修から外した際の代替えの場を広げていることが特徴である。

このように、臨時教育審議会の答申にも大学における一般教育の縮小、専門教育の充実の方向が盛り込まれていると考えられ、こうした動きにたいして体育の立場としては、まず一般教育全般の在り方について検討するとともに、体育実技の存在理由についても真剣に見直す必要があるのではなかろうか。

大学体育に対する最初の問題提起である学術会議会長の勧告の出された背景として指摘した大学体育の実情と問題点のその後について謙虚に反省してみると、実技の受講者数では、九州地区の大学の調査<sup>17)</sup>では私立大学では平均で1クラス約80人、国公立大学でも約60人もの学生を指導しており、また全国的な調査<sup>18)</sup>では60人以上を収容している大学が、国公立約8%、私立約17%、短大約22%となっており、効果的な授業が運営できているか否か大いに疑問である。

また私立大学の一部においては、運動部に所属する学生にたいして体育実技の全面免除という特別優遇措置を取っているところもある<sup>19)</sup>など、一般教育として大学体育が発足して以来既に40年を経た今、なお大きな問題点が解決されないまま残っているというのが現状である。

こうした実情を踏まえ、さらに大学教育における一般教育が弾力化されようとしているなかで、今大学体育関係者の真価が問われているといえよう。

本論においては大学体育を巡って出された問題点を整理し、若干の反論を試みたが、今後さらに日本体育学会を始めとする体育関係機関等の対応についてまとめ、そのなかで述べられてきた大学体育の理念を再度検討しつつ、これからの大学体育の在り方について考察する予定である。

## 参 考 文 献

- 1) 臨時教育審議会：教育改革に関する第二次答申，文部時報，1309：27-129,1986.
- 2) 林 俊夫：香川大学におけるFaculty Development に関するアンケート調査について，一般教育学会誌，9(1)：9-13,1987.
- 3) 大田 堯：戦後日本教育史，岩波書店，1986.149-50.
- 4) 同上書，(年表)，10-13.
- 5) 日本学術会議：大学制度の改善—大学制度の改善について(勧告)，日本学術会議月報，2(6)：1-3,1961.
- 6) 中央教育審議会：今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について(答申)，文部時報，1129：114-83,1971.
- 7) 水野忠文：大学教育からみた教科保健体育の意義—国家的機関の大学体育に対する批判的見解との対応を通してのこの教科の意義を考える—，体育の科学，34：663-69,1984.
- 8) 臨時教育審議会：教育改革に関する第一次答申，文部時報，1299：8-33,1985.
- 9) 臨時教育審議会：教育改革に関する第三次答申，文部時報，1322：4-91,1987.
- 10) 加藤橋夫：大学の保健体育科目を廻る問題，体育科教育，9(12)：2-3,1961.
- 11) 加藤橋夫：最近における大学体育の問題，体育の科学，11：517-21,1961.
- 12) 解説教育六法編修委員会：解説教育六法(昭和63年版)，三省堂，1987.120.
- 13) 平野出見：新制大学における正課体育について，文部時報，859：14-19,1949.
- 14) 瀧沢英夫：大学体育の諸問題—昭和25年度大学体育実態調査から—，文部時報，889：47-49,1951.
- 15) 浅川正一：大学体育の危機，体育科教育，1(11)：11-13,1953.
- 16) 宮畑虎彦：大学体育の十年，体育の科学，10：28-33,1960.
- 17) 九州地区大学体育検討委員会：大学保健体育問題に関するアンケート調査，大学体育，22：12-20,1984.
- 18) 青山昌二：大学保健体育(一般体育)に関する調査の集計結果について，大学体育，18：34-43,1983.
- 19) 新井節男：運動部に所属する学生の体育実技の取り扱い，大学体育，18：56-57,1983.